

薬剤師研修・認定電子システム(PECS)質問及び回答（その1）（令和3年3月26日）

番号	質問及び回答
問1	QRコードの交付の原則はどのようなものか。
	PECS登録をした薬剤師に交付されるQRコードは、その薬剤師に固有のものです。PECS登録によっていったん交付されたQRコードは、薬剤師名簿登録番号と紐付いているため、変更されることはありません。薬剤師が研修会に出席するたびに、QRコードを会場で呈示して読取らせることにより、それらの研修会への受講・出席が電子的に記録・保存されていくことになります。
問2	QRコードは紙面に印刷したもの以外では使用できないのか。
	スマートフォンなどに取り込んだものでも使用はできます。ただし、ディスプレイの破損等それら電子機器の不具合によってQRコードが読取れなかったときは、本人の責任であるため、単位は付与されません。紙面の場合は、少なくともスマートフォンなどの機器の不具合による読取り不能は生じないため、紙面印刷を推奨しています。なお、他人にQRコードを貸与することは禁止しており、媒体が何であれ不正行為となります。
問3	書類による手続きはなくなるのか。
	PECSの稼働後は、申請等はシステムを用いて行うことになり、書類を使用することはできません。なお、このシステムは、パソコンのみでなく、スマートフォンも使用できます。（ただし、PECS稼働前に取得した受講シールは、研修手帳又は指定の台紙「研修認定薬剤師研修受講シール整理表」に貼付のうえ、別途送付することになります。）
問4	HPKIカードに対応はしないのか。
	現時点において全薬剤師が所持しているものではなく、かつ、必要時に当財団が発行できるものではないため、当財団の運営するシステムでは対応できません。
問5	PECS登録はいつまでに行えば良いのか。
	登録のための操作は複雑ではありませんが、拙速な登録作業は入力内容の誤りなどの支障を生じる可能性が高いため、研修会当日の登録は避け、前もって登録してください。

問6	PECSのユーザーID不明時はどのようにすれば良いか。
	ユーザIDはPECSの利用に不可欠のもので、不明にならないよう通知メールを印刷などし、その保管に十分注意してください。不明になった場合は、新規登録画面の下部にある「ユーザID・パスワードを忘れた方はこちら」をクリックして手続きすることはできますが、本人確認のためにいくつかの項目を正しく入力することが必要です（このとき、正しく入力できなければ、以後利用できなくなります）。
問7	電話相談窓口は開設するのか。
	説明画面を用意します。電話での説明は困難なため、対応の予定はありません。質問はメールでお願いします。
問8	個人のQRコードは1つで、毎回、同じQRコードを持参して参加するのであれば、PECSに登録をしていない場合も読取り機はエラーにならずに読取り、研修シールが受け取れないだけか。PECSに登録していない場合は、読取り機はエラー表示になるのか。
	PECS登録を行っていないければ、QRコードは発行されません。PECSで発行したもの以外のQRコードを読取らせようとすれば、エラーになります。なお、従前のような研修受講シールの発行はありません。
問9	研修実施機関登録について、現在認可されている機関であっても、新規登録扱いになるのか。更新申請扱いになるのか。登録審査料は徴収されるのか。
	すべて新規登録になります。登録審査料は必要です。(問12も参照)
問10	研修実施機関登録申請において、登録メールアドレスは別機関で同じものを用いて良いのか。
	各種の連絡はメールで行います。したがって、メールアドレスを共有した場合には混乱を生じる可能性があり、その場合当財団では責任を負いませんので、メールの共有はお避けください。
問11	支部薬剤師会で法人格を有していない場合は、実施機関となる団体のどの分類に該当するのか。また、審査に必要な書類等は何か。
	任意団体になります。任意団体は、代表者が責任を持つこととなりますので、代表者個人の実印を捺した代表者届及びその印鑑証明書をPDFとして添付し提出する必要があります。その他、規約など定められた書類をPDFとして添付・提出が必要です。

問12	研修実施機関の登録審査はどのようになっているのか。
	研修実施機関の登録申請は、種別ごと（①集合研修 ②学術集会 ③e-ラーニング研修④ウェブ利用研修(集合研修即時配信) ⑤ウェブ利用研修(学術集会))に順次別々に申請する必要があります。また、登録審査料は種別ごとに必要です。これは、種別ごとに薬剤師が受講したことの確認方法とその記録の提出方法が異なるため、登録に必要な条件が異なるためです。また、更新の申請も新規と同様に登録審査料が必要です。登録審査料や他の審査料については、金額は未定ですが、現在のものを全面的に見直す予定です。
問13	ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）は、時限的特例のウェブ会議ツールを利用した研修会と同じものか。
	まったく異なります。時限的特例の場合は担当者によって受講確認を行います。ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）は受講を電子的に記録・保存できる機器・仕組みを導入する必要があります。なお、時限的特例は廃止になります。
問14	ウェブ利用研修を実施する研修実施機関の前提条件にある、不正受講防止の電子的手段と受講者が不正を行った場合の対処方法があることとあるが、これはどのようなことか。
	受講しているのが受講申込者本人であることの確認の方法などを定める必要があります。また、不正を行った者に対して、研修会実施者としてどのような対処とするかを定める必要があります。従来どおり、研修会等の適正な実施は、研修会等の実施機関が責任を負うこととなります。
問15	e-ラーニング研修を実施する研修実施機関の前提条件にある、重複受講を検知できる電子的手段とあるが、これはどのようなことか。
	e-ラーニング研修の場合は、同じコンテンツを複数回受講することが可能なため、それを防止する為の機器・システムの整備が必要です。ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）は、原則的にその場での配信になるため、この条件は不要です。
問16	ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）について、研修実施機関になるための要件を満たせば、現行の集合研修で実施されている座学形式の研修及びグループ討議形式等の研修について、Web会議システムを利用して実施できるものと理解して良いか。
	研修実施機関になるための要件を満たせば実施できますが、この要件は現在の集合研修及び時限的特例において満たすべき要件とはまったく異なります。時限的特例の場合は担当者によって受講確認を行います。ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）は受講を電子的に記録・保存できる機器・仕組みを導入する必要があります。ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）は、たんに現在の集合研修の延長上にあるものではないことに注意してください。

問17	ウェブ利用研修（集合研修即時配信）と集合研修を同時に開催する場合はどのような手続きが必要なのか。また、申請費用はそれぞれ必要なのか。
	研修実施機関登録については、まず集合研修実施機関の登録申請を行い、登録された後にウェブ利用研修（集合研修即時配信）の登録申請を行って、どちらも登録されることが必要です。このとき、この2つの研修実施機関としての登録の要件はかなり違いますので、十分な注意が必要です。次いでそれぞれの研修会の開催申請（計2件）を行って、承認を受ける必要があります。なお、研修会の開催申請の場合は、一方が開催申請中でも、もう一方の申請も行えます。審査費用はそれぞれについてその都度必要です。
問18	研修実施機関登録の更新時期に事前通知を行うのか。
	予定していません。
問19	e-ラーニング研修は、どのようなソフトを使用したら良いのか。
	e-ラーニング研修を実施するには、機器の用意やシステムの構築などにかなり専門的な知識・技能を有する必要があると思料するため、それらを自ら満たすことのできる団体が行うべきものと考えます。
問20	ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）は、研修実施施設側が、事前に参加者を把握しなければならないのか。当日参加は可能かどうか。
	ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）の場合、開催前に受講者を把握しておかなければ、規定されている実施に必要な条件を満たさないと考えます。
問21	研修ごとの付与単位数の基準はどのようなものか。
	集合研修は、90分で1単位です。現在の実習研修を包含しますので、実習に相当するものも90分で1単位となります。その他、学術集会、e-ラーニング研修、ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）、取得単位数上限などについては、後日別途説明します。また、研修時間が3時間で2単位として申請して承認された研修会においては、3時間受講しなければ単位（2単位）は交付されません。2時間時点で退出した場合の単位は0です。自己研修の場合は、研修時間数による単位付与ではなく、1申請書で1単位となります。なお、PECS稼働後は自己研修について1申請ごとの審査料を設定します（学術集会等発表、学術雑誌論文掲載も同様）。

問22	講師の単位は、どのようにして交付されるのか。
	講師の単位は、講師自らが、必要書類を添付して当財団に申請することとなります（6. 学術集会等発表となる）。研修実施機関は、講師から講義をしたことの証明を求められたときに、その証明資料（講師名が記載されたプログラムなど）を提供する必要があります。なお、1申請書で1単位、1申請ごとの審査料の設定などについて、自己研修と同様となります。
問23	研修会等の定員の管理について、研修センター（PECS）、研修実施機関のどちらかにのみ申込みした場合等の対応はどうなるのか。
	研修実施機関が開催する個々の研修会において、受講しようとする者が当財団に何らかの申込みをすることはありません。受講の申込みは、当該研修会の研修実施機関へととなります。
問24	ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会研修）実施機関の前提条件において、「イ 受講者の開始及び終了を電子的に確認する手段及びその記録を保存できる手段を有していること。」「カ 受講者データの提出に必要な設備を有していること。」とあります。これは指定様式のエクセル等を用いて受講者データを提出するということか。
	ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）の場合は、研修実施機関が電子的に記録できる機器等を用意し、そこに記録を残すこととなります。当財団への提出は、所定の様式をダウンロードし、受講の記録を入力した後にアップロードします。
問25	ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）に、キーワードは必要なのか。
	ウェブ利用研修の場合（集合研修即時配信、学術集会）は、研修実施機関が電子的に記録できる機器等を用意し、そこに記録を残すこととなります。当財団への提出は、所定の様式をダウンロードし、受講の記録を入力した後にアップロードします。時限的特例の方法とはそもそも異なります（キーワードを用いる方法ではありません）。
問26	実施機関の条件に、受講者データを提出したことを受講者に通知できることとあるが、これは、集合研修も該当するのか。
	この規定はウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）の場合です。集合研修の場合は、研修会会場で受講者がQRコードを呈示しますので、該当しません。

問27	研修会実施について、事前にパソコンにZIPファイルをダウンロードしておけば、会場ではオフラインでも構わないという説明だったと思うが、研修会終了後パソコンをシャットダウンして移動し、オンライン環境で再度立ち上げ、終了報告を送信するという流れでよいのか。
	そのとおりです。
問28	学術集会を行っているが、休憩時間（昼食時間）を取っている。休憩後もQRコードを読み取らなければならないのか。
	学術集会については後日別途説明しますが（問21も参照）、QRコードの読取りは、来場時と退場時となります。したがって、1日を通して開催する場合は朝と夕方、午前中のみの場合は朝と昼になります。
問29	「受講者データを本財団に提出したことを受講者に適切に通知できること」とあるが、どのようにするのか。
	受講者データの提出後に、一斉メールを送信する、研修会単位でホームページに提出した旨を掲載するなどが考えられます。提出後に行うべきものです。
問30	読取用ZIPファイルの中身を教えて欲しい（ソフトをインストールするのか）。
	QRコードを読取るプログラム、読取ったQRコードのデータを収納するファイルなどからなります。ソフトをインストールすることはありません。
問31	QRコードは暗号化されているため、本人確認の具体的な方法は。
	QRコードは本人確認のためのものではありません。これまでの集合研修等で本人確認として行ってきた方法で差し支えありません。
問32	QRコード読取に関して、遅刻・早退あるいは予定より早い終了の扱いはどうなるのか。また、受付開始の目安はあるか。この時刻はパソコンの内部時間になるのか。
	そもそも遅刻や早退は認められません。天候や交通機関の障害等による場合は、個別対応になります（問33の④及び⑤参照）。受付開始時刻は、一律に規定はしませんが、常識的な範囲で設定してください。なお、時間設定はそのパソコンの内部時間になります。

問33	様々な不具合の際の対応はどうか。
	<p>①機器の故障・不具合の発生は皆無ではありませんが、事前にテストを行うことで、発生確率を下げるすることができます。研修会開催前に、QRコードの読取り試験を行うことをお勧めします（ダウンロードするZIPファイル中に試験用のQRコードが附属しています）。</p> <p>②また、不具合は、人為的なミスによる場合もあるので、担当者は操作練習をする必要があると思われます。</p> <p>③さらに、不鮮明なQRコードを持参した場合は読み取ることができないため、受講申込者へのお知らせも重要です。</p> <p>④その上で、なお支障が生じた場合は、その旨の届出を当財団に行うこととし、状況の調査を行った上で、処置を定めます。なお、支障が生じた場合、受講者にかかる出席等の証拠の収集をお願いします。例えば、QRコードを印刷した書面を持参している場合は、その提供を受けて保管することで、出席の証明となります。</p> <p>⑤支障が生じた際に受講単位を付与するかどうかは、その原因と責任の所在によって個々に判断することとなります。</p>
問34	研修会等の会場で、QRコードの読取りが行われた受講者の氏名確認ができるのか。
	読取ったデータは暗号化されて記録されているので、内容の確認はできません。ただし、受講者が持参するQRコードを印刷した書面には、氏名も印刷されているので、受付の際にそれを確認することはできます。なお、いったん正常に読み取られたデータ（の氏名）の変更はできません。
問35	研修会時にQRコードの持参がなかった場合又は端末での読み取りができなかった場合の対応についてはどうか。
	QRコードを持参しなかった場合は、理由の如何を問わず、受講単位の交付は行われません。不具合の生じた場合は、問33をご覧ください。
問36	QRコードの読取装置では、その場（読取装置）で受付をした総数の確認は可能か。
	確認できます。
問37	研修会開始・終了時に受講者はQRコードを正常に読み込んだと仮定し、後日、実施者のアップロードが正常にできなかった場合の対応と責任の所在は。
	問33の④及び⑤をご覧ください。

問38	受講者の受講開始及び終了を電子的に確認する手段及びその記録を保存できる手段を有していれば、QRコードの読み取りは、不要か。また、その記録の提出は、しなければならないのか
	QRコードによる受講管理の方法は集合研修と学術集会で使用します。受講者の受講開始・終了の電子的な記録による受講管理の方法はe-ラーニング研修とウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）で使用します。両者は異なるので、代替できません。なお、e-ラーニング研修とウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）の場合の電子的な記録は定められた期間保存することとなり、必要に応じて提出を求めますので、その際に提出してください。
問39	ウェブ利用研修の研修会を行っている。4会場に配信しているが、会場ごとのQRコードの運用はどのように行うのか教えて欲しい。
	現在行われている時限的特例による集合研修会は、ウェブ利用研修ではありません。時限的特例による方式は電子化の際、廃止になります。
問40	現在、録画した研修会を配信するものについては研修シールの申請は認められていないが、9月から認められる理由は何か。
	電子化の際の「ウェブ利用研修(集合研修即時配信)」は、現在行われている時限的特例による集合研修会の類似方式ではありません。時限的特例による方式は電子化の際、廃止になります。「e-ラーニング研修」と「ウェブ利用研修（集合研修即時配信、学術集会）」は、しかるべき機器とシステムを備えた実施機関においてのみ開催できるものです。
問41	PECSの申込者一覧を事前に確認することはできるか。
	できません。
問42	集合研修・学術集会開催に際する受付・終了時のアップロード方法の説明はあったが、ウェブ利用研修開催の際のアップロード方法の説明はないのか。
	後日別途説明します。



問43	<p>集合研修受講時、個人のQRコードをスマートフォン等にスクリーンショットで画像を持ち出した場合、リーダーで読めなかったとしたら自己責任という認識で良いのか。また、紙に打ち出した場合は、必ず読み込めるという認識で良いのか。</p>
	<p>当財団で推奨するQRコードを紙に印刷する方法以外の場合、支障が生じた場合の責任は受講者にあります（受講単位の交付はありません）。紙面印刷の場合、支障が生じたときは、問33の④及び⑤をご覧ください。</p>
問44	<p>QRコード読取装置に接続するためのパソコンについて。OSは。バージョンはどこまで、OKか。</p>
	<p>QRコード読取装置での読取りには、Windowsの動作環境が必要です。また、PECSを使用するには、パソコンの場合、Microsoft Edge又はGoogle Chromeの最新バージョンが必要です。</p>
問45	<p>QRコード読取装置は、各研修実施機関にも貸与するのか。</p>
	<p>貸与する予定です。</p>
問46	<p>QRコード読取装置は何台無償貸与されるのか。また、それ以外の読取装置の使用は可能か。</p>
	<p>無償貸与台数、貸与方法などについては現在検討中です。なお、貸与した装置以外を使用した場合の責任は使用者にあります。</p>
問47	<p>貸与されるQR読取装置について、「読み取りができなかった場合」とは、具体的にどのような場合が考えられるのか。</p>
	<p>原因となるものは複数ありますが、例えば、QRコードが不鮮明な場合、読取装置が認識する前にQRコードの呈示を止めた場合などがあります。</p>
問48	<p>QR読取装置を複数台使用する場合、開始時と終了時の装置が異なっても支障はないのか。</p>
	<p>パソコンに繋いだ読取装置について、開始時と終了時とで異なるものを使用しても支障はありませんが、PECSシステム内でデータの統合をします。すべてのパソコン中のデータを確実にアップロードしなければ、どちらか片方しか記録のない受講者が発生し、受講単位が交付されないこととなります。</p>

問49	1台のQR読取装置で何人程度の情報が集積できるのか。
	QRコード読取装置自体には情報を蓄積しません。QRコード1つの情報量は大きいものではないので、通常の使用ではQRコード読取装置に繋いだパソコンの容量を超えることはないと思われます。
問50	電子化システムの稼働後、認定申請の際の研修受講シールを貼付した薬剤師研修手帳の使用は、どのようになるのか。
	①申請に関しては連絡会で説明しましたが、PECSを利用し、薬剤師研修手帳に貼付した単位（PECS稼働以前の単位）は自ら計算して単位数を入力します。認定申請を行ったあとに送られてくる申請受付のメール中に受付番号が記載されていますので、それを適当な用紙に記載し、薬剤師研修手帳とともに、当財団に送付（郵送等）します。その際、都道府県薬剤師研修協議会は経由しません。②薬剤師研修手帳の使用は、新規申請の最長年限が4年であることから、PECS稼働後最長4年間程度と思われます。
問51	研修認定薬剤師の更新時期に対象者へ更新申請書等が送付されているが、今後はどうなるのか（メール通知か）。
	今後検討します。
問52	他の薬剤師認定機関の研修受講シールの取扱いはどうなるのか。
	後日別途説明します。
問53	時限的特例についてはどのようになるのか。
	①電子化システム稼働までは、令和3年1月20日日薬研発第185号「いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例の一部改正及びいわゆる座学による研修会（集合研修）の講師について」及び令和2年7月7日・令和3年1月20日一部改正「いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例について」並びに「いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例の質問への回答（その1）」から「同（その4）」までによってください。これらに規定していない事項は、この特例によって行うことはできませんので、恣意的な解釈を行わないようご注意ください。②薬剤師研修・認定電子システム(PECS)における「ウェブ利用研修（即時配信型）」は、時限的特例を利用した集合研修とは、必要な機器や実施方法等がまったく異なるものですので、混同しないようご注意ください。

（この質問及び回答は、令和2年12月25日から令和3年1月31日までに当財団に届いたものをまとめたものです。）